

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（177）

2. 日 時：令和2年8月21日（金）10時00分～12時00分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

島村安全審査官、荒川安全審査官、加藤安全審査官

検査グループ専門検査部門

松本主任原子力専門検査官、大和田原子力専門検査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他5名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（以下「設工認」という。）（その7）について、資料に基づいて説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

- ・ 特定廃棄物の保管廃棄施設（照射試料用）が浸水しても内部に海水が流入しないとしていることについて、内部とは鋼製蓋内、プラグ内いずれを示すのか明確にすること。
- ・ L2津波の評価ケース1～ケース4の浸水高さの評価結果をどのように設計に反映しているのか明確にすること。
- ・ 津波防護壁タイプA～Cについて、浸水高さ与设计高さの関係を図示すること。
- ・ 津波漂流物として船舶を考慮する場合、施設と海域の隔離が大きく（約230m）、その大半が林であるため、漁船が施設に到達しないとする根拠を示すこと。
- ・ 今回の設工認と設置変更許可申請において、液状化判定の結果が異なっていることについて説明すること。
- ・ 津波防護壁について、機能及び性能の確認に係る検査が必要ないか検討すること。また、津波防護壁の天端高さの具体的な測定方法を記載すること。

6. 配付資料

資料 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請（その7）申請概要  
【第1編 保管廃棄施設に係る津波防護対策】（案）